



## 講義「なぜ人権教育は大切なのか」

### 1 基本的な捉え

#### (1) 人権とは

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利

<人権擁護推進審議会答申 H11>

#### (2) 人権教育とは

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

<人権教育及び啓発の推進に関する法律 第2条（定義） H12>

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、**学校**、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念について理解を深め、これを体得することができるよう、多様な学習機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

<同 第3条（基本理念）>

### 2 学校における人権教育

#### (1) 学校における人権教育の目標

一人一人の児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「**自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

<第三次とりまとめ p8>

#### (2) 指導のための資料

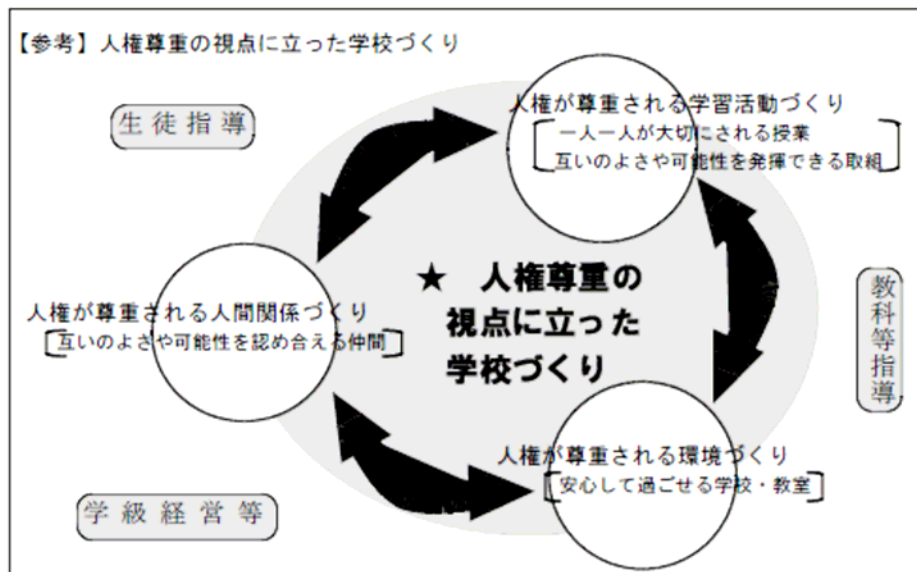
- 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ] ～指導等の在り方編～  
(H20 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議)
- いばらき教育プラン (H23～H27 茨城県)

第1章 社会全体での教育力の向上  
第5項 お互いを認め合い、社会参画を促す取組の推進  
第1節 人権教育の推進

- 茨城県教育委員会の資料等
  - ・人権教育指導資料（義務教育課） 最新版 36集「みんなえがお」
  - ・人権教育指導資料（生涯学習課）
  - ・人権啓発リーフレット（生涯学習課）

(3) 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進<第三次とりまとめ より>

- ① 人権尊重の精神に立つ学校づくり
  - ア 人権が尊重される人間関係づくり（互いのよさや可能性を認め合える仲間）
  - イ 人権が尊重される学習活動づくり（一人一人が大切にされる授業）  
（互いのよさや可能性を発揮できる取組）
  - ウ 人権が尊重される環境づくり（安心して過ごせる学校・教室）
- ② 人権教育の充実を目指した教育課程の編成
  - ア 地域の教育力の活用……地域のひと・もの・ことや施設の活用
  - イ 体験的な活動の導入……人権感覚を育成
  - ウ 学習形態，方法上の工夫……目的に応じた学習形態の工夫（一斉，グループ，個別）  
指導形態・方法の工夫（TT・GT・ICTの活用）
  - エ 「生き方学習」や進路指導・人間としての在り方生き方についての自覚を深める  
長期的・広域的視野から人権教育を推進
- ③ 人権尊重の理念に立った生徒指導
  - ア 自己指導能力の育成 → 人権感覚の涵養 → 問題の未然防止
  - イ 「積極的な生徒指導」の取組と同一歩調で
- ④ 人権尊重の視点に立った学級経営等 — 学校が安心して過ごせる場所に—
  - ア 人権が尊重されるような環境づくり
  - イ 一人の人間として接する
  - ウ 自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成
  - エ 人権コーナーの設置，ポスターの掲示，人権学習会の開催
- ⑤ 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上 — 「確かな学力」を育む—
  - ア 一人一人の存在や思いが大切にされる環境
  - イ 学ぶ楽しさ + 望ましい人間関係づくり → 学習意欲の向上



#### (4) 日常における実践の中で

- ① 児童生徒への配慮
  - ア 個性を生かす（よさを認め伸ばす）
  - イ 欠席者，早退者，遅刻者の把握・早期対応
  - ウ あいさつを交わす（言葉を交わすことで様子を把握）
- ② 保護者への配慮
  - ア 保護者一人一人の考えや願いを様々な機会を捉えて情報収集（願いや要望に応える努力を・・・）
  - イ ふだんから「よさ」をこまめに連絡（信頼関係づくり）
  - ウ 授業参観時はそのつど名簿
  - エ 情報の発信（学校だより・懇談会・行事等の折に）
  - オ 密室での面談は，複数で
  - カ 問題発生には初期対応を丁寧に
- ③ 来校者の対応
  - すべての人に丁寧に誠実な対応を
- ④ 電話での配慮
  - ア かけるときは・・・時間帯など相手を思いやる  
話していても大丈夫か確認する
  - イ でるときは・・・自分の所属・名前を名乗る  
取り次ぐ場合は保留を  
相手が切ってから切る
- ⑤ 言語環境への配慮 — 「言葉で傷つき 言葉で癒される」 —
  - ア 相手や場，時間に応じた言葉かけ
  - イ 職員室での会話・・・職員室も公共の場（守秘義務）
    - ・だから～ ・～のくせに ・あんな～
    - ・日常使う言葉にも注意（人権教育の視点から）
    - 例）啓蒙，父兄，外人等 → 大丈夫？
- ⑥ 施設設備・環境への配慮
  - ア 教室環境
    - ・掲示物に留意（表記，落書き，児童生徒の写真，シール競争等）
    - ・作品等を大切に
    - ・動植物（水槽，観葉植物等）の世話
  - イ 安全面への配慮
    - ・教職員で直せるものはすぐに直す
    - ・業者への配慮
  - ウ 落書きは記録し，すぐ人目につかないように消す。
    - ・校内巡回の強化 等
- ⑦ 個人情報の管理 — 「被害者から加害者へ」 —
  - 表簿，テスト，パソコン，USBメモリー，携帯電話，スマートフォン等



(5) さまざまな人権課題<法務省人権擁護局 平成26年度啓発活動年間強調事項>

※ 小中9年間ですべての課題について触れる

① 女性の人権を守ろう
セクシュアル・ハラスメントや家庭や職場における男女差別，配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
② 子どもの人権を守ろう
いじめや体罰，児童虐待，児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
③ 高齢者を大切に作る心を育てよう
高齢者に対する就職差別や介護者等による身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
④ 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり，アパートやマンションへの入居を拒否されるなどの人権問題が発生しています。障害のある人が障害のない人と同じように生活し活動することのできる社会にするため，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
⑤ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
同和問題に関する偏見や差別意識から，就職における差別，差別発言，差別落書き等の事案が依然として存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。
⑥ アイヌの人々に対する理解を深めよう
アイヌの人々に対する理解不足から，就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史，文化，伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

⑦ 外国人の人権を尊重しよう

外国人に対する就職差別やアパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

⑧ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

エイズ、ハンセン病等の感染症に対する知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

⑨ 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が重要であることから、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑪ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう

インターネットの普及により、個人の名誉が毀損されたり、差別を助長するおそれのある表現が掲載されるなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が発生しています。この問題について、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

⑬ ホームレスに対する偏見をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑭ 性的指向を理由とする差別をなくそう

同性愛者など性的指向に関して少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑮ 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑯ 人身取引をなくそう

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⑰ 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

